

一般社団法人
リノベーション住宅推進協議会

【入会要項】

2016年8月8日版



かえる。くらし。すまい。

リノベーション住宅推進協議会

入会をご検討のみなさまへ (会員種別共通ページ)

入会にあたっては当協議会の目的に賛同いただき、諸規程を遵守することが条件となります。また、会員種別により入会資格・入会書類・入会金年会費等が異なりますので、各「会員種別ページ」をご確認のうえ、入会手続きをお願い致します。

(目的)

本協議会は、リノベーションに関する技術や手法などの標準化、調査研究、会員に対する指導及び普及等の活動を行うことにより、既存住宅を安全快適でかつ多様化するニーズに対応した住宅に再生するリノベーション、及び安全快適なリノベーション住宅の提供を図り、もって事業者の健全な発展と既存住宅の流通活性化、及び消費者等の利益の保護に寄与する活動を行うことを目的とする。

(遵守事項)

1. 地球環境への配慮やコンプライアンスなど、CSR(企業の社会的責任)を重視した事業運営に努めること
2. 会員が施工する住宅に、本協議会が定める住宅検査基準を適用した、「適合リノベーション住宅」の普及推進に努めること
3. 技術力の向上や品質管理、情報開示に努め、常に顧客満足度の向上を目指すこと
4. 本協議会が主催する入会講習(イーラーニング)、入会オリエンテーション・技術講習会等各種の研修を受講すること

(会員種別)

本協議会の会員は次の三種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

- 正会員：既存住宅のリノベーションに関わる事業者、又はリノベーションされた既存住宅の流通に関わる事業者で、本協議会の目的に賛同して入会した法人又は個人
 - ① 国土交通省に備える団体登録簿の構成員となる「住宅リフォーム事業者会員」、および「一般会員」の二区分となっている
 - ② 「リノベーション住宅 適合状況報告書」の発行をすることができる
- 賛助会員：本協議会の事業を賛助するため入会した法人または個人
- 特別会員：本協議会の事業を推進するために、会長が協議会の要望として理事会に付議し、入会承認された法人または個人

(入会金及び会費等)

- 入会が期の半ばである場合は、年会費を月割り換算し残存月数分となります
- 年会費は、3月31日までに翌年度分を一括で納付いただきます
- 退会、除名等のいかなる事由によっても入会金、年会費は返還いたしません

会員種別	入会金 (円)	年会費 (円)
正会員	100,000	100,000
賛助会員	50,000	50,000
特別会員	ありません	ありません

正会員（住宅リフォーム事業者）



■入会までの流れ

STEP0 入会資格の確認

- ✓ 消費者等の注文者から直接住宅リフォーム工事を請け負う事業者で、本協議会の目的に賛同して入会する法人又は個人
- ✓ 原則1年以上の業歴があること
- ✓ 下記の資格許可を有する者

区分	マンション 共用部分修繕	構造・防水工事を含む 戸建住宅リフォーム工事	内装・設備工事
免許または 常勤の資格 者	建設業許可を有 する者	建設業許可を有する者 又は常勤の建築士若しくは建築施 工管理技士が在籍する者	建設業許可を有する者、又は常勤の建築 士、建築施工管理技士、その他別表1に掲 げる法律に基づく資格者が在籍する者

(別表1) その他法律に基づく資格 11種

建築設備士	管工事施工管理技士	電気工事施工管理技士	浄化槽設備士
電気工事士	電気主任技術者	電気通信主任技術者	給水装置工事主任技術者
消防設備士	液化石油ガス設備士	ガス消費機器設置工事監督者	

STEP1 入会書類を簡易書留で郵送

- ✓ 入会申込・登録書類（郵送、及びExcel データをメール送付）
 - 入会登録書類チェックシート
 - 代表者経歴書
 - 入会申込書（兼企業概要書）
 - 国土交通省構成員に関する事項
- ✓ 誓約書（正会員） 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明確約書
- ✓ 推薦書2通
- ✓ 会社案内等、企業概要がわかるもの
- ✓ 法人申込は履歴事項全部証明書原本、個人申込は住民票の写し
- ✓ 事業免許、資格者許可証の写し

STEP2 入会講習（イーラーニング）の受講

- ✓ 入会講習 の案内メール送付⇒ ウェブ上で受講・解答送信⇒ 受講結果メール返信

STEP3 入会審査、入会可否のご通知

- ✓ 入会審査 ⇒ 理事会付議 ⇒ 入会可否のご通知（入会金・年会費のご案内）

STEP4 入会金・年会費の納付手続、会員登録、会員証交付

- ✓ 入会金10万円、年会費10万円（年会費を月割り換算し残存月数分）の納付手続
- ✓ 納付確認後、会員サイトログインID・パスワードのメール通知
- ✓ 国土交通省団体登録簿に、構成員「住宅リフォーム事業者」登録（3月より3ヶ月毎登録）
- ✓ 会員証の交付

STEP5 講習会 への参加

- ✓ 入会オリエンテーション・技術講習会等の参加
「リノベーション住宅検査技術実践セミナー」「R住宅適合状況報告書 登録発行システム」、
その他「ロゴマーク規程」等各種規定の講習を受けていただきます

正会員（一般）



■入会までの流れ

STEP0 入会資格の確認

- ✓ 既存住宅のリノベーションに関わる事業者、又はリノベーションされた既存住宅の流通に関わる事業者で、本協議会の目的に賛同して入会する法人又は個人
- ✓ 原則1年以上の業歴があること
- ✓ 下記の資格許可を有する者

建設業	宅地建物取引業	建築士事務所	その他の許可についてはご相談下さい
-----	---------	--------	-------------------

STEP1 入会書類を簡易書留で郵送

- ✓ 入会申込書（郵送、及びExcelデータをメール送付）
 - 入会登録書類チェックシート
 - 入会申込書（兼企業概要書）
 - 代表者経歴書
- ✓ 誓約書（正会員） 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明確約書
- ✓ 推薦書2通
- ✓ 法人申込は履歴事項全部証明書原本、個人申込は住民票の写し
- ✓ 会社案内等、企業概要がわかるもの

STEP2 入会講習（イーラーニング）の受講

- ✓ 入会講習 の案内メール送付⇒ ウェブ上で受講・解答送信⇒ 受講結果メール返信

STEP3 入会審査、入会可否のご通知

- ✓ 入会審査 ⇒ 理事会承認 ⇒ 入会可否のご通知（入会金・年会費のご案内）

STEP4 入会金・年会費の納付手続、会員登録

- ✓ 入会金10万円、年会費10万円の納付手続
（入会が期の半ばである場合は、年会費を月割り換算し残存月数分となります）
- ✓ 納付確認後、会員サイトログインID・パスワードのメール通知

STEP5 講習会 への参加

- ✓ 入会オリエンテーション・技術講習会の参加
「リノベーション住宅検査技術実践セミナー」「R住宅適合状況報告書 登録発行システム」、その他「ロゴマーク規程」等各種規定の講習を受けていただきます

賛助会員



■入会までの流れ

STEP0 入会資格の確認

- ✓ 本協議会の事業を賛助し正会員と協働する事業者、又は起業や新設部門等により今後既存住宅のリノベーションや流通に関わる事業者で、本協議会の目的に賛同して入会する法人又は個人
- ✓ 特に業種制限はありません、住宅設備機器メーカー、建材メーカー、住宅検査会社、損害保険会社、かし保険法人、メディア・マスコミ、広告代理店、不動産ポータル等多岐にわたる業種の皆様が加入されています。

STEP1 入会書類を簡易書留で郵送

- ✓ 入会申込書（郵送、及びExcel データをメール送付）
 - 入会登録書類チェックシート
 - 入会申込書（兼企業概要書）
 - 代表者経歴書
- ✓ 誓約書（賛助会員） 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明確約書
- ✓ 法人申込は履歴事項全部証明書原本、個人申込は住民票の写し
- ✓ 会社案内等、企業概要がわかるもの

STEP2 入会講習（イーラーニング）の受講

- ✓ 入会講習の案内メール送付⇒ ウェブ上で受講・解答送信⇒ 受講結果メール返信

STEP3 入会審査、入会可否のご通知

- ✓ 入会審査 ⇒ 理事会承認 ⇒ 入会可否のご通知（入会金・年会費のご案内）

STEP4 入会金・年会費の納付手続、会員登録

- ✓ 入会金5万円、年会費5万円の納付手続
（入会が期の半ばである場合は、年会費を月割り換算し残存月数分となります）
- ✓ 納付確認後、会員サイトログインID・パスワードのメール通知

STEP5 講習会 への参加

- ✓ 入会オリエンテーション・技術講習会の参加
「リノベーション住宅検査技術実践セミナー」「R住宅適合状況報告書 登録発行システム」、その他「ロゴマーク規程」等各種規定の講習を受けていただきます

■ お問い合わせ先

一般社団法人 リノベーション住宅推進協議会
本部事務局

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-2-2

青山ルカビル 4 F

TEL : 03-3486-2510

FAX : 03-3486-2511